

I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 第31回宇宙技術および科学の国際シンポジウム（I S T S）愛媛・松山大会地元事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、実行委員会が行う地元事業に関連した宇宙技術及び科学に関するイベント、プログラム等を企画し、実施する団体に対し、予算の範囲内において、次に掲げる支援を実施する。

(1) I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援補助金（以下「補助金」という。）

の交付

(2) 企画内容の周知協力

(3) I S T S 愛媛・松山大会関係機関への講師要請等の協力

(4) その他実行委員会の会長（以下「会長」という。）が適当と認める支援

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年松山市規則第6号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(支援対象者)

第2条 支援対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1) 5人以上で組織されていること。

(2) 団体の運営に関する定款、規約、会則等が定められていること。

(3) 愛媛県内に活動拠点を有していること。

(支援対象事業)

第3条 支援対象事業は、平成29年6月9日までに実施されるイベント、プログラム等の企画であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、会長が適当と認めるときは、この限りでない。

(1) 宇宙・航空への興味及び関心を高めるものであること。

(2) 科学技術の振興の促進に資するものであること。

(3) 宇宙・航空に関する国内外の研究者等と愛媛県内の企業との交流を深めるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

(1) 少人数を対象に実施する事業

(2) 宗教、政治又は営利活動として行う事業

(3) 他の補助制度等による助成を受けている事業

(4) 公序良俗に反する事業

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、5万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1団体につき1回限りとする。

(支援申請)

第5条 支援を受けようとする団体は、あらかじめ支援申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けないときその他会長が適当と認めたときは、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 収支予算書(第2号様式)

(2) 事業計画書

(3) 団体の定款、規約、会則等

(4) 団体会員名簿

(5) その他会長が必要と認める書類

(支援の決定)

第6条 会長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により支援を決定する場合において必要があるときは、指示又は条件を付けることができる。

(変更申請)

第7条 前条第1項の規定による支援の決定を受けた者(以下「被支援者」という。)は、当該支援の決定を受けた事業(以下「支援事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ支援変更申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、会長が適当と認める軽微な変更については、この限りでない。

2 会長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援変更決定通知書(第5号様式)により、被支援者に通知するものとする。

(中止又は廃止)

第8条 被支援者は、支援事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ支援事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（届出義務の免除）

第9条 規則第8条ただし書の規定により、補助金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

（事業実施報告）

第10条 被支援者のうち補助金の交付を受けない者は、支援事業が完了したとき（第8条の規定による支援事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。次条において同じ。）は、当該完了の日から起算して1月以内に、事業実施報告書（第7号様式）に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

（補助金交付申請）

第11条 被支援者のうち補助金の交付を受けようとする者は、支援事業が完了したときは、当該完了の日から起算して1月以内に、補助金交付申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第9号様式）
- (2) 事業報告書
- (3) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第12条 会長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（第10号様式）により、被支援者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた被支援者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第11号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（帳簿等の整備及び保存）

第14条 被支援者（補助金の交付を受ける者に限る。）は、支援事業の施行に係る帳簿等の証拠書類を整備し、支援事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間以上保存しなければならない。

(調査等)

第15条 会長は、必要があると認めるときは、補助金の使途等に関して調査を行い、又は被支援者に対し、書類の提出若しくは報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 会長は、被支援者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援の決定又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付された補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この要綱又は第6条第2項の規定により付けた指示若しくは条件に違反したとき。
- (2) 支援事業の施行方法が不相当であったとき。
- (3) 正当な理由がなく調査を拒んだとき。
- (4) 支援事業の執行について、不正の行為があったとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師，専門家等への謝礼金
旅費	講師，専門家等の招聘旅費
需用費	消耗品費 印刷製本費
役務費	通信運搬費 手数料 保険料
委託料	外注費，委託費等
賃借料	会場借上料，機械器具借上料等
原材料費	加工用原材料の購入費

備考

- 1 補助対象経費は、第6条第1項の規定による支援の決定を受けた日以後に支出したものに限る。
- 2 団体の運営維持のために要する経費，団体の構成員に対する人件費，団体の構成

員の会合等の飲食費等は、補助対象経費としない。

第2号様式（第5条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区分	予算額	摘 要(積算基礎等)
	円	
計		

2 支出の部

区分	予算額	摘 要(積算基礎等)
	円	
計		

第3号様式（第6条関係）

支援決定通知書

宇科地第 号

年 月 日

様

I S T S 愛媛・松山大会地元事業実行委員会

会長 印

年 月 日付けで提出のあった支援申請については、下記のとおり支援することに決定しましたので、I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援事業実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 事業名	
2 支援の内容	<input type="checkbox"/> 補助金の交付（交付申請予定額： 円） <input type="checkbox"/> 企画内容の周知 <input type="checkbox"/> 関係機関への協力要請 <input type="checkbox"/> その他（ ）
3 支援の条件及び指示	(1) 補助金は、本支援事業の目的以外に使用してはなりません。 (2) 支援事業の完了した日から起算して1月以内に事業実施報告書（補助金の交付を受ける場合は補助金交付申請書）を提出してください。 (3) この支援事業については、会長が調査し、又は監査することがあります。 (4) I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援事業実施要綱第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

第4号様式（第7条関係）

支援変更申請書

年 月 日

（宛先） I S T S 愛媛・松山大会地元事業実行委員会会長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 印

電話番号

年 月 日付 宇科地第 号により支援決定を受けた事業について、
下記のとおり変更したいので、 I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援事業実
施要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

(1) 変更後の収支予算書（補助金の交付を受ける場合のみ）

(2) 変更後の事業計画書

第5号様式（第7条関係）

支援変更決定通知書

宇科地第 号

年 月 日

様

I S T S 愛媛・松山大会地元事業実行委員会

会長 印

年 月 日付けで提出のあった支援変更申請については、下記のとおり変更することに決定しましたので、I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 事業名	
2 変更の内容	
3 支援の条件及び指示	(1) 補助金は、本支援事業の目的以外に使用してはなりません。 (2) 支援事業の完了した日から起算して1月以内に事業実施報告書（補助金の交付を受ける場合は補助金交付申請書）を提出してください。 (3) この支援事業については、会長が調査し、又は監査することがあります。 (4) I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援事業実施要綱第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

第6号様式（第8条関係）

支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） I S T S 愛媛・松山大会地元事業実行委員会会長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 印

電話番号

年 月 日付 宇科地第 号により支援の決定を受けた事業について、
下記のとおり中止（廃止）したいので、 I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支
援事業実施要綱第8条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）年月日

3 今後再開の見込みがあるときはその内容及び時期

第7号様式（第10条関係）

事業実施報告書

年 月 日

（宛先） I S T S 愛媛・松山大会地元事業実行委員会会長

所在地

被支援者 名称

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付 宇科地第 号により支援決定を受けた事業が完了しましたので、 I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名	
2 着手完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
3 事業等の実績	
4 その他特記事項	

添付書類 1 事業報告書 2 その他参考となる書類（写真等）

第8号様式（第11条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） I S T S 愛媛・松山大会地元事業実行委員会会長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 印

電話番号

年 月 日付 宇科地第 号により支援決定を受けた事業が完了しましたので、 I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付申請額						円
2 事業名						
3 事業費	決算総額	財 源 内 訳				
		市補助金				計
	円	円	円	円	円	円
	財源割合	%	%	%		100%
4 着手完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日					
5 事業等の実績						
6 その他特記事項						

添付書類 1 収支決算書 2 事業報告書 3 その他参考となる書類（写真等）

第9号様式（第11条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
計				

宇科地第 号

年 月 日

補助金交付決定通知書

様

I S T S 愛媛・松山大会地元事業実行委員会

会長 印

年 月 日付で申請のあった I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援補助金については、下記のとおり交付決定しましたので、I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援事業実施要綱第12条の規定により通知します。

記

1 事業名	
2 交付決定額	円
3 注意事項	(1) 補助金は、本支援事業の目的以外に使用してはなりません。 (2) この支援事業については、会長が調査し、又は監査することがあります。 (3) I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援事業実施要綱第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (4) 前号により取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとします。

第10号様式（第13条関係）

請 求 書

年 月 日

(宛先) I S T S 愛媛・松山大会地元事業実行委員会会長

所 在 地

名 称

代 表 者 名 印)

当請求金額を次の私の預金口座にお振り込みください。

金融機関名	本 店
銀行	支 店
口座名義人名 (カナ)	
(漢字)	
普通預金・当座預金	第 号

下記の金額請求いたします。

金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	内訳下記のとおり
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----------

ただし, I S T S 愛媛・松山大会地元事業関連企画支援補助金

※口座名義人(カナ)は, 通帳等で確認の上, 正確に記入してください。

濁点の有無, 「オ」と「ヲ」の違いなどにより, 振込できない場合があります。